

○苫小牧市コウノトリ検査事業 Q & A (令和8年7月1日現在)

| 制度の概要 (要件等) | |
|---|---|
| 助成の対象となる検査はどのようなものですか。 | 医師が必要と認めた不妊検査が助成対象となります。一般不妊治療（薬物療法や人工授精等）、特定不妊治療（体外受精や顕微授精等）及び当該治療に係る検査、不育症に係る検査及び治療、婦人科検診等は対象になりません。 |
| 助成の対象となる要件は何ですか。 | 次の要件を全て満たしていることが必要です。 <input type="checkbox"/> 不妊検査を受けた夫婦であること（事実婚を含む） <input type="checkbox"/> 検査の開始日から申請日まで継続して苫小牧市に住所を有すること（夫婦のいずれか一方） <input type="checkbox"/> 不妊検査開始時の妻の年齢が43歳未満であること <input type="checkbox"/> 夫婦ともに不妊検査を受けていること ※ 夫婦のどちらかの検査開始日から3か月以内にパートナーが検査を開始すること <input type="checkbox"/> 医師が作成する証明書（様式第2号）の発行を受けていること <input type="checkbox"/> 夫婦ともに健康保険に加入していること <input type="checkbox"/> 市税等の滞納がないこと |
| 夫婦が別々の日に不妊検査を受けた場合、検査開始日はどちらの検査日が基準になりますか。 | 夫婦それぞれの初めての検査開始日のいずれか早い日が基準となります。 |
| 夫の年齢に制限はありますか。 | ありません。 |
| 申請は何回できますか。また、助成金の上限はいくらですか。 | 申請は、夫婦1組につき、1回に限りです。助成金の上限は3万円です。 |
| 助成の対象期間はいつからいつまでになりますか。 | 検査開始日から1年間です。 |
| 1回の検査につき1回の申請ですか。 | 検査開始日から1年以内の検査が対象となります。検査の実施回数は問いません。 |
| 夫婦の一方が単身赴任等により市外に居住しています。申請できますか。 | 夫婦の一方が検査の開始日から申請日まで継続して苫小牧市に住民登録をしていれば申請できます。 |
| 所得制限はありますか。 | ありません。 |
| 市外の医療機関で検査を受けた場合は、助成の対象になりますか。 | 保険医療機関であれば、市外の医療機関でも助成の対象となります。 |
| 証明書（第2号様式）作成にかかった文書料は助成の対象となりますか。 | 証明書（第2号様式）作成にかかる文書料等、不妊検査に直接関係のない費用は助成の対象となりません。 |
| 事実婚の夫婦が行った不妊検査についても、助成の対象となりますか。 | 助成の対象となります。 |
| 「夫婦ともに不妊検査を受けていること」とはどういうことですか。 | 夫婦それぞれが不妊検査を受けていることをいいます。なお、どちらかが検査を受診して3か月以内にもう一方が検査を開始していることが必要です。 |
| これまでに不妊検査を受けたことがあります。助成の対象となりますか。 | これまでに不妊検査を受けたことがある場合であっても助成の対象となります。ただし、過去に苫小牧市から助成（特定不妊治療費助成金、不育症治療費助成金を含む）を受けていない場合に限ります。 |
| すでに不妊治療を受けていますが、改めて不妊検査が必要となりました。助成の対象となりますか。 | 令和2年4月1日以降に夫婦共に検査を開始（実施）した場合に限り助成対象となります。 |

| 申請書類 | |
|--|---|
| 申請書（第1号様式）の申請者欄は誰を記入すればよいですか。 | 検査開始日から申請日までの間、市内に継続して住民登録をしている方であれば、夫婦どちらでも申請者になることができます。ただし、請求書（様式第4号）の振込先の口座名義が申請者と同一である必要があります。 |
| 申請書（第1号様式）の年齢はいつ時点の年齢を記入するのですか。 | 「検査開始日」時点の年齢を記入してください。 |
| 申請額はどのように記入すればよいですか。 | 証明書（様式第2号）の領収金額の合計が3万円を超えていれば「3万円」、3万円に満たない場合は、合計金額を記入してください。 |
| 申請に必要な書類はなんですか。 | 申請書（様式第1号）、証明書（様式第2号）、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）が必要です。 ※事実婚の夫婦については、夫婦二人の戸籍全部事項証明書と、事実婚に関する申立書（様式第5号）も必要となります。 |
| 夫婦で別々の医療機関で不妊検査を受けました。証明書（第2号様式）の作成はどこに依頼すればよいですか。 | 夫婦が不妊検査を受けたそれぞれの医療機関に作成を依頼してください。 |
| 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）は古いものでよいのですか。 | 申請受付日から3か月以内に発行されたものが有効です。それより古いものは使用できません。 |
| 領収書の添付は必要ですか。 | 必要ありません。 |
| 郵送でも受け付けてくれますか。 | 郵送での受付も可能です。下記まで郵送してください。 〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号 こども家庭支援室母子保健担当 |
| 申請書の記入内容等に誤りがあった場合や書類に不備があった場合は、申請が無効になってしまうのですか。 | 申請書類に不備があった場合は、申請書の住所宛てに苫小牧市から封書で書類に不備があった旨を連絡します。提出期限（概ね2週間）を定めて必要書類の提出を依頼しますので、速やかに提出してください。期限を過ぎた場合は不承認として取り扱います。 |
| 申請期限 | |
| 申請日はいつになりますか。 | 消印日を申請日として取り扱います。 なお、申請書（様式第1号）に記載する日付は書類を作成した日を記入してください。 |
| いつまでに申請をしなければなりませんか。 | 検査開始日から1年以内に申請が必要です。例えば、令和8年3月15日に不妊検査を開始した場合は、令和9年3月14日が申請期限となります。 ※ 助成金を交付する年度において関連予算が成立しなかった場合は、申請を受け付けることができませんので、あらかじめ、ご了承ください。年度またぎの検査・申請は、上記のように助成の対象とならないこともあるため、同一年度内での検査・申請をお勧めします。 |